

小規模家さん飼養者様へ

①特に重要な以下の**3項目**について自己点検をお願いします！

②自己点検の結果について、佐久家畜保健衛生所まで、

電話、報告用フォーム →



もしくは、

別紙により郵送、FAX又はメールでご報告ください。

**締切：令和6年10月から令和7年5月までの
毎月10日**

< 自己点検を実施する3項目 >

1.

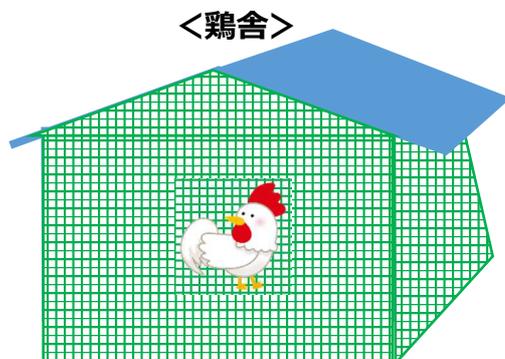
鶏などの世話を
前後は、手洗い・消毒
をする。

2.

鶏舎に入る時は、
専用衣服と専用靴に
履替える。

3.

鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）
が入らないよう防鳥ネット等で侵入
防止対策を実施する。



飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「**飼養衛生管理基準**」を**遵守する義務**があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

令和5年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、**10県11事例**が確認され、過去最多の発生となった令和4年シーズンから大幅に減少しました。しかし、**野鳥では156事例**が確認され、国内には多くのウイルスが存在していました。また、世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いており、**今シーズンにおいても、****厳重な警戒が必要です！**

ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生すると、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、国内の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

高病原性鳥インフルエンザについて

- ①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥により国内へ持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）**等が媒介し、地域の汚染が拡大します。
- ③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、家きん舎等に持ち込まれる可能性があります。**
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡する場合があります。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

➤ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、治療や指示などを受けましょう。

別紙：佐久家畜保健衛生所防疫課 行き

F A X：0267-63-3002 電 話：0267-62-4123

郵送先：〒385-0035 佐久市瀬戸中庭 1111-179

Eメール：sakukachiku@pref.nagano.lg.jp

下表にご記入の上、ご報告願います。

(FAX 番号はお間違いが無いようにご注意ください。)

(なお、全項目を「○」で報告いただいた場合は、引き続き自己点検を行った上で変更がなければ、翌月以降の報告は不要です。)

氏名		
住所		
電話番号		
実施している 場合又は該当が ない場合は○印 を、 実施していない 場合は×印をお 願いします。	<input type="checkbox"/>	1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。
	<input type="checkbox"/>	2. 鶏舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
	<input type="checkbox"/>	3. 鶏舎に野生動物（野鳥、ネズミ等）が入らないよう防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点が ありましたら ご記入ください		

Eメールでの報告方法 (sakukachiku@pref.nagano.lg.jp)

- ・メールに本用紙を撮影した写真、PDF を添付して送信。
- ・又はメール本文に飼養者住所・氏名、電話番号と点検結果を記入して送信。

例) ××市 ○○○○ 026○-○○-○○○○ 1○、2○、3○

佐久家保 Eメールアドレス 2次元バーコード→→



Microsoft Forms での報告方法

こちらの2次元バーコードから必要事項を入力して送信。

→

